

第1回 通常総代会資料



和歌山県農業協同組合

◆と き 令和7年6月26日(木)午前10時30分

◆ところ 和歌山城ホール 大ホール

お手数ですが総代会当日はこの資料をお持ちください

JA 綱領

— わたしたち JA のめざすもの —

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JA への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

ごあいさつ



和歌山県農業協同組合第1回通常総代会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様に於かれましては、平素よりJAの事業・運営に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年4月1日、組合員の皆様の期待と願いのもと、新生JAわかやまがスタートいたしました。合併に伴う新JAへの移行が懸念されましたが、大きな混乱もなく、機能発揮に向け日々事業・運営に邁進しているところであります。

さて、我が国の食料・農業・農村を取り巻く環境は、食料自給率の低迷に加え、農家の高齢化や担い手の減少による生産基盤の縮小、頻発する自然災害や国際紛争の長期化等に伴う生産資材価格の高騰など、多くの課題が山積しています。

また、デジタル化の急速な進展、SDGsやカーボンニュートラルに向けた取り組み等を背景に、社会のあり方や暮らし、価値観が変容するなど、時代は大きな転換点を迎えようとしています。

こうしたなか、新生JAわかやまでは、農業を基軸に地域に根ざした協同組合として、「魅力ある力強い農業の実現」「果樹・園芸産地の堅持」「地域の活性化への貢献」「地域に根ざしたJA運営」「盤石な経営基盤の確立」を基本方向として、持続可能な農業と地域共生社会の実現を目指すとともに、組合員の皆様に「合併してよかった」と実感してもらえるよう、JAの事業・運営を通じて、熱意と情熱をもって活躍する組合員の皆様を全力でサポートさせていただく所存であります。

合併して規模は大きくなりましたが、JAの事業・運営の目的は、これまでと変わることなく、組合員の皆様から「おおきに」「ありがとう」という言葉をいただくことに尽きると考えております。

今後も組合員の皆様とともに実り豊かな未来を創造し、地域農業を守り続けるため、役職員が一丸となって目指す姿の実現に向け取り組みを進めて参りますので、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

令和7年6月26日

和歌山県農業協同組合

代表理事組合長 坂東 紀好

第1回通常総代会

と き 令和7年6月26日(木)午前10時30分より

ところ 和歌山城ホール 大ホール

※総代会終了・昼食後 JA 大会開催

次 第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 来 賓 祝 辞
4. 祝 電 披 露
5. 議 長 選 任
6. 書 記 任 命
7. 議 案 審 議
8. 閉 会

もくじ

総会参考書類	4
別添資料	
会計監査人の選任について	5
定款の変更について	6
目的積立金の設定について	8
令和7年度事業計画について	15
JA バンク基本方針の変更について	67

※ この総代会資料の記載金額等の数値については端数処理を行っておりますので、明細と合計が一致しない場合があります。

総会参考書類

第1号議案 会計監査人の選任について

農業協同組合法第37条の3で準用する会社法第329条に基づき、みのり監査法人を当組合の会計監査人として選任することについて承認願いたい。なお、本議案については、監事の協議による決定に基づいている。

会計監査人の予定者については別添資料(5ページ)のとおりである。

第2号議案 和歌山県農業協同組合連合会の権利義務の包括承継及び権利義務承継契約書の承認について

令和7年10月1日を予定日として和歌山県農業協同組合連合会の権利義務の包括承継について別添資料(別冊)1ページ～39ページのとおり、承認願いたい。

第3号議案 定款の変更について

和歌山県農業協同組合連合会の権利義務の包括承継により、家畜の預託事業及び家畜市場の経営を実施するため、別添資料(6ページ～7ページ)のとおり、定款本文の変更を行いたい。

第4号議案 目的積立金の設定について

被合併組合より引き継いだその他利益剰余金について、別添資料(8ページ～14ページ)のとおり目的積立金として設定することについて承認願いたい。

第5号議案 附帯決議

この総代会において決議した事項のうち、行政庁の指示等により修正を必要とするときは、決議の主旨に反しない範囲において、その修正について理事会に一任願いたい。

報告事項Ⅰ 令和7年度事業計画について

別添資料(15ページ～66ページ)のとおり報告する。

報告事項Ⅱ JAバンク基本方針の変更について

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第4条の規定に基づき、農林中央金庫が、その会員である農業協同組合及び信用農業協同組合連合会に対して行う指導業務に関する基本的な方針(「JAバンク基本方針」)の変更について、定款第46条第2号の規定により、別添資料(67ページ～68ページ)のとおり報告する。

別添資料

第1号議案

会計監査人の選任について

1. みのり監査法人を会計監査人の予定者とした理由

監事が、みのり監査法人を会計監査人の予定者とした理由は、合併前の旧組合に対して監査業務を実施している実績があり当組合の総合事業に対する理解が深いことに加え、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性及び適切性等を総合的に勘案のうえ検討した結果、当該監査法人が当組合の会計監査人として適任であると判断したため。

2. 会計監査人予定者

会計監査人予定者の名称、主たる事務所の所在地、沿革及び概要は、次のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

名称	みのり監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町	
従たる事務所	44 か所	
沿革	平成 29 年 6 月 30 日設立	
出資金	78,000 千円	
概要 (構成人員)	公認会計士	135 名
	うち社員	78 名
	うち社員以外	57 名
	公認会計士試験合格者	3 名
	農業協同組合監査士(※)	316 名
	その他	47 名
	合計	501 名
監査証明業務クライアント数	農協法に基づく監査	495 組合

(※)農業協同組合監査士には試験合格者を含む。

第3号議案

定款の変更について

定款本文を次のとおり変更する。

定款新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧	備考
<p>和歌山県農業協同組合定款</p> <p>目次(略)</p> <p>第1条～第6条(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(25)(略)</p> <p><u>(26)家畜の預託事業及び家畜市場の経営</u></p> <p><u>(27)～(37)(略)</u></p> <p><u>(38)金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(同法第28条第8項第4号に掲げる行為に該当するものを除く。)であって第32号に該当するもの以外のもの</u></p> <p><u>(39)～(40)(略)</u></p> <p>2(略)</p> <p>(員外利用)</p> <p>第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第39号までの事業(第20号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、<u>第27号、第29号及び第30号の事業の利用</u>については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3(略)</p>	<p>和歌山県農業協同組合定款</p> <p>目次(略)</p> <p>第1条～第6条(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(25)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(26)～(36)(略)</u></p> <p><u>(37)金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(同法第28条第8項第4号に掲げる行為に該当するものを除く。)であって第31号に該当するもの以外のもの</u></p> <p><u>(38)～(39)(略)</u></p> <p>2(略)</p> <p>(員外利用)</p> <p>第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第38号までの事業(第20号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、<u>第26号、第28号及び第29号の事業の利用</u>については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3(略)</p>	<p>県農が実施している事業を承継するため新設。</p> <p>第7条第1項第26号新設による号ずれ(以下同じ)。</p>

新	旧	備考
<p>(事業規程等) 第9条 第7条第1項第2号、第3号及び第27号から第39号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 2～7(略)</p> <p>第10条～第77条(略) 附則(略) 別表(略)</p>	<p>(事業規程等) 第9条 第7条第1項第2号、第3号及び第26号から第38号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 2～7(略)</p> <p>第10条～第77条(略) 附則(略) 別表(略)</p>	

附則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

目的積立金の設定について

(単位：円)

科 目	金 額
1. その他利益剰余金	35,827,713,127
2. その他利益剰余金取崩額	35,827,713,127
3. 任意積立金	35,827,713,127
(1) 地域積立金	15,271,000,000
【わかやま地域本部】 地域事業再編積立金	500,000,000
農業・地域積立金	2,825,000,000
【ながみね地域本部】 農業・地域積立金	820,000,000
【紀の里地域本部】 直売施設・機能強化積立金	500,000,000
農産物販売強化積立金	500,000,000
農業・地域積立金	1,660,000,000
【紀北地域本部】 施設整備等積立金	600,000,000
農業・地域積立金	702,000,000
【ありだ地域本部】 農業・地域積立金	2,018,000,000
【紀州地域本部】 梅対策強化積立金	43,000,000
施設充実管理積立金	80,000,000
加工事業基盤強化積立金	36,000,000
集出荷施設充実積立金	800,000,000
農業・地域積立金	785,000,000
【紀南地域本部】 果樹有望品種探索事業積立金	9,000,000
新しい農業づくり積立金	200,000,000
梅生育障害対策推進積立金	150,000,000
紀南農産物の銘柄確立・宣伝強化積立金	100,000,000
ウメ産地強化対策積立金	100,000,000
生産拡大振興積立金	8,692,000
うめ消費宣伝活動積立金	50,000,000
加工事業強化積立金	1,000,000,000
農業・地域積立金	1,322,308,000
【みくまの地域本部】 農業・地域積立金	462,000,000
(2) 農業振興積立金	5,000,000,000
(3) 会計差異調整積立金	3,500,000,000
(4) 合併費用償却積立金	600,000,000
(5) 広報対策積立金	300,000,000
(6) 情報資産投資積立金	2,000,000,000
(7) 自然災害対策積立金	2,000,000,000
(8) 農産物消費宣伝活動積立金	100,000,000
(9) 教育文化活動積立金	100,000,000
(10) 固定資産圧縮積立金	329,795,706
(11) 経営基盤強化積立金	6,626,917,421
4. 繰越剰余金	0

目的積立金の概要

(1) 地域積立金

【わかやま地域本部】

【地域事業再編積立金】

- ①積立目的 わかやま地域本部の事業再編にかかる設備投資等に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 500,000,000 円
- ③取崩基準 わかやま地域本部の事業再編にかかる設備投資等に沿った費用に応じ、費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 2,825,000,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【ながみね地域本部】

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 820,000,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【紀の里地域本部】

【直売施設・機能強化積立金】

- ①積立目的 直売施設・機能等の強化等に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 500,000,000 円
- ③取崩基準 直売施設・機能の強化等で支出した費用相当額を参酌の上、取り崩すものとする。

【農産物販売強化積立金】

- ①積立目的 農産物の共同販売における重大な環境変化に対応するために積み立てるものとする。
- ②積立目標額 500,000,000 円
- ③取崩基準 自然災害や不作等で生産量が大きく落ち込み一人当たりの応益負担が多くなるなど重大な影響のある事案が発生した場合の必要額を参酌の上、取り崩すものとする。

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 1,660,000,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【紀北地域本部】

【施設整備等積立金】

- ①積立目的 新規施設取得ならびに既存施設の改修、整備に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 600,000,000 円
- ③取崩基準 施設を取得・改修・整備した年度以降、当該年度の費用相当分を取り崩すものとする。

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 702,000,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【ありだ地域本部】

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 2,018,000,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【紀州地域本部】

【梅対策強化積立金】

- ①積立目的 旧みなべいなみ農協地区内の梅生育不良対策、南高梅販売事業強化等のために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 43,000,000 円
- ③取崩基準 梅生育不良対策、南高梅販売事業強化等の費用相当分を取り崩すものとする。

【施設充実管理積立金】

- ①積立目的 旧みなべいなみ農協地区内の農産物集出荷施設等の取得・整備に付随する費用相当分の資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 80,000,000 円
- ③取崩基準 積立目的が達成された年度以降、当該年度の費用相当分を取り崩すものとする。

【加工事業基盤強化積立金】

- ①積立目的 旧みなべいなみ農協地区内の梅干しの価格変動等に対応し、加工事業基盤強化に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 36,000,000 円
- ③取崩基準 加工事業総利益が大幅に減少した場合の必要額及び加工事業基盤強化に係る当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【集出荷施設充実積立金】

- ①積立目的 農産物集出荷施設の取得・整備に付随する費用相当分を積み立てるものとする。

②積立目標額 800,000,000 円

③取崩基準 積立目的が達成された年度以降、当該年度の費用相当分を取り崩すものとする。

【農業・地域積立金】

①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。

②積立目標額 785,000,000 円

③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【紀南地域本部】

【果樹有望品種探索事業積立金】

①積立目的 「紀南地域本部果樹有望品種探索事業推進要領」を財源的に支援、探索事業を奨励することを目的に積み立てるものとする。

②積立目標額 9,000,000 円

③取崩基準 要領に基づき有望品種系統を認定、懸賞金が決定したとき、取り崩し懸賞金に充当するものとする。

【新しい農業づくり積立金】

①積立目的 紀南地域本部の農業の担い手育成を目的に、農業基盤整備と新しい農業、新特産物創造のための研究・開発資金を積み立てるものとする。

②積立目標額 200,000,000 円

③取崩基準 農地改造等の農業基盤整備推進と共に、新しい農法、特産物づくりのための研究・開発にかかる費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。

【梅生育障害対策推進積立金】

①積立目的 梅生育障害の早期解決のため、対策積立金として積み立てるものとする。

②積立目標額 150,000,000 円

③取崩基準 梅生育障害に関する対策活動実施の属する年度において、費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【紀南農産物の銘柄確立・宣伝強化積立金】

①積立目的 ミカン・ウメ等の産地間競争での優位性確保、原産国表示外国産品との差異化を図るため、消費宣伝活動の強化、「ふるさと認証制度」の広範囲な普及を目的として積み立てるものとする。

②積立目標額 100,000,000 円

③取崩基準 目的の活動に沿って経費を支出した年度の決算において、費用相当分を計画的に取り崩すものとする。

【ウメ産地強化対策積立金】

①積立目的 梅生育障害や他産地(外国産含む)ウメの台頭が心配される中、紀南のウメ産地を一層強化するための対策資金として積み立てるものとする。

②積立目標額 100,000,000 円

③取崩基準 ウメ産地強化に関する対策活動実施の属する年度において、費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【生産拡大振興積立金】

- ①積立目的 農産物生産拡大に必要とする資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 8,692,000 円
- ③取崩基準 とんだ地区の農産物生産拡大に必要とする費用が発生した場合、その費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【うめ消費宣伝活動積立金】

- ①積立目的 紀州田辺うめ振興協議会(田辺市と紀南地域本部の組織)が行う梅消費宣伝活動に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 50,000,000 円
- ③取崩基準 年間活動費相当額分を参酌の上、取り崩すものとする。
- ④積立基準 毎事業年度の積立額は、紀南地域本部の収支状況を参酌の上、計画性のある当期積立金額を理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。

【加工事業強化積立金】

- ①積立目的 加工原材料の安定確保や加工品開発・製造・販売拡大のための施設の建設・運営等、加工事業を強化することを目的として資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 1,000,000,000 円
- ③取崩基準 加工原材料の価格変動や販売環境の変化等による損失が総合収支に多大な影響を与えた時のほか、加工品の開発・製造・販売拡大等の加工事業の強化を行う場合に、当該事業年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 1,322,308,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

【みくまの地域本部】

【農業・地域積立金】

- ①積立目的 農業振興及び地域振興に沿った支出に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 462,000,000 円
- ③取崩基準 農業振興及び地域振興に沿った支出に応じ、当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(2) 農業振興積立金

- ①積立目的 担い手の確保並びに農業所得の向上を図るため、親元就農・新規参入者をはじめ、生産対策に取り組む組合員への支援に加え、地域本部独自対策等を実施するために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 5,000,000,000 円
- ③積立基準 毎事業年度の当期剰余金等を参酌の上、理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。

認を得た上で積み立てるものとする。

- ④取崩基準 当該年度に目的により生じた費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(3) 会計差異調整積立金

- ①積立目的 会計方針を統一することによって生じる会計上の差異のうち、新JAにおいて費用又は損失処理に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 3,500,000,000円
- ③取崩基準 当該年度に目的により生じた費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(4) 合併費用償却積立金

- ①積立目的 新JA設立に係る費用の支出等(繰延資産に計上するものの償却を含む)に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 600,000,000円
- ③取崩基準 合併初年度(令和7年度)の決算において、全額取り崩すものとする。

(5) 広報対策積立金

- ①積立目的 合併を契機とした新JA及び県産農産物のブランド価値向上に向けた広報対策にかかる費用に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 300,000,000円
- ③取崩基準 当該年度に目的により生じた費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(6) 情報資産投資積立金

- ①積立目的 組合員の利便性向上や労働生産性の向上等のため、DX等情報資産投資を進めるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 2,500,000,000円
- ③積立基準 毎事業年度の当期剰余金等を参酌の上、理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。
- ④取崩基準 デジタル化等情報資産投資を促進するために要した費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(7) 自然災害対策積立金

- ①積立目的 自然災害により、県内の農業や地域に甚大な被害が発生した場合に、その復旧・復興等を支援するために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 2,000,000,000円
- ③積立基準 毎事業年度の当期剰余金等を参酌の上、理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。
- ④取崩基準 自然災害による被災者に対する生活物資の提供や食料の供給等緊急支援に要した費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(8) 農産物消費宣伝活動積立金

- ①積立目的 農産物の消費宣伝活動の強化に必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 100,000,000円
- ③積立基準 毎事業年度の当期剰余金等を参酌の上、理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。
- ④取崩基準 当該年度に目的により生じた費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。

(9)教育文化活動積立金

- ①積立目的 教育文化活動の充実のために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 100,000,000 円
- ③積立基準 毎事業年度の当期剰余金等を参酌の上、理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。
- ④取崩基準 次に掲げる教育文化活動に必要とする費用相当額を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。
 - 1. 組合員の営農・生活に関する学習活動
 - 2. 組合員、同家族、地域住民及び学童・生徒への農業・JAに関する学習・文化活動
 - 3. 役職員を対象とする教育活動
 - 4. その他JA教育文化活動に必要とする施策

(10)固定資産圧縮積立金

- ①積立目的 土地収用に伴い代替資産を取得した場合において、租税特別措置法の圧縮記帳の適用を受けるため、税務上の圧縮限度額(繰延税金負債を除く)を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 749,820,000 円
- ③積立基準 法令等の改正に伴い繰延税金負債の金額に異動が生じる場合は、その都度再計算し積み立てるものとする。
- ④取崩基準 減価償却資産に係るものは、各年度の減価償却費に応じ又は処分したときに取り崩すものとする。土地に係るものは、処分したときに取り崩すものとする。

なお、法令等の改正に伴い繰延税金負債の金額に異動が生じる場合は、その都度再計算し取り崩すものとする。

(11)経営基盤強化積立金

- ①積立目的 将来にわたり強固な経営基盤の安定をはかるとともに、諸施設の改修・処分・減損損失等臨時の費用に備えるために必要な資金を積み立てるものとする。
- ②積立目標額 10,000,000,000 円
- ③積立基準 毎事業年度の当期剰余金等を参酌の上、理事会で協議し、総(代)会の承認を得た上で積み立てるものとする。
- ④取崩基準 事業利益が減少する等、経営基盤に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、また、諸施設の改修・処分・減損損失またはこれに準じる等臨時の費用が発生した場合に、影響額を参酌の上、必要額を取り崩すものとする。